

障害者控除対象者認定書・おむつ使用証明書

～確定申告の際はお忘れなく～

1 要介護認定を受けている方は、障害者控除を受けられる場合があります。

障害者控除・特別障害者控除は、身体障害者手帳を持っている方などのほか、身体又は精神に障害のある65歳以上の方で、手帳の交付を受けている方と同程度の障害があると市が認めた方も対象になります。

身体又は精神に障害のある65歳以上の高齢者で、要介護認定を受けている方は市の認定を受けられる場合がありますのでご相談下さい。

※控除を受けるためには、「障害者控除対象者認定書」を添付して確定申告をする必要があります

2 介護用のおむつ代が所得税の医療費控除の対象になる場合があります。

傷病によりおおむね6ヶ月以上ねたきり状態で、医師からおむつを使う必要があると認められているときのおむつ代は、医療費控除の対象になります。この場合、医師が発行した「おむつ使用証明書」の添付が必要です。

但し、医療費控除を受けるのが2年目以降で要介護認定を受けている方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりに、市が発行する「おむつに関する主治医意見書記載事項確認書」を申告の際に添付することで、医療費控除を受けることができます。

☆☆☆☆詳しくは南城市生きがい推進課・介護長寿係へお問い合わせください☆☆☆☆

電話： 917-5341
(1階 4番窓口)

